

医師確保計画推進事業の概要 (R6年度改正)

〔内容〕

➢ 医師確保計画の推進のため、県内各圏域の医療機関等が実施する必要な取組みを支援(医療介護総合確保促進基金を充当)

〔事業主体〕

➢ 「医師少数区域」及び「医師少数スポット」に所在する病院、都市医師会、地域医療連携推進法人、へき地診療所、市町村等

〔対象経費〕

➢ 医師確保計画の推進を目的とした次の事業に係る経費

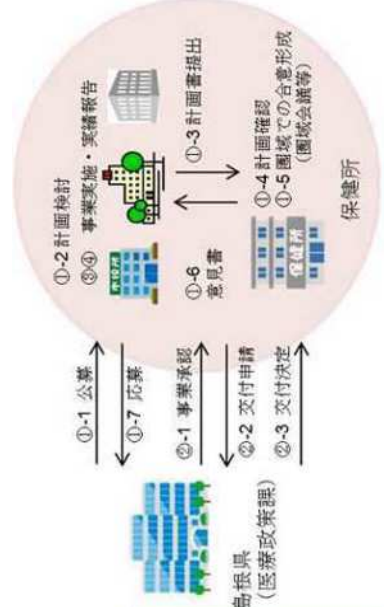
事業区分	基準額	留意事項
① 医師を確保するために圏域の医療機関や自治体と連携して実施する医師招聘事業	—	【対象経費】 報償費、職員等旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、賃借料及び使用料
② 県内の医師多数区域又は県外から新規に常勤雇用する者又は新規に非常勤雇用する者を対象として、当該医療機関に1年以上勤務することと返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき貸与を行う事業	2,000千円/名	【対象外】 ① 県の医学生向け奨学金、研修医研修支援資金の貸与を過去に受けた者 ② 自治医科大学卒業者(義務年限内) 【非常勤医師】 勤務日数等を勘案して知事が適当と認める者に限って対象
③ 県内の医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師の派遣(定期的な派遣に限る)を行うことで生じる逸失利益	1,250千円/月 ※派遣医師1名あたり	【逸失利益の計算式】 医師1名が1ヶ月にあげる利益 × 派遣医師数 × 派遣月数
④ 医師を確保するために実施する研修環境整備事業 (R4年度から3年間)	1,000千円	【対象経費】 研修環境を整備するための初期の導入経費
⑤ 【新規】子育て支援事業	1,000千円	【対象経費】 復職に向けた研修会経費、ベビーシッター支援、等

〔補助基準額及び補助率〕

- ①～③は1事業あたり基準額10,000千円(補助率1/2)
- ※①～③を組み合わせる申請可能 ※事業に係る収入(寄附金等)がある場合はその額を控除
- **④、⑤は1事業あたり基準額1,000千円(補助率1/2)**

〔想定事業例〕

- 医師転職支援企業と連携して医師多数区域より医師を招聘し、当該医師へ貸付金を貸与することと定着を図る取組
 - 子育て中の医師へ復職に向けた研修会の開催やベビーシッター費用の支援など、働きやすい職場にするため、医療機関が独自に行うことにより定着を図る取組
- 〔その他〕
- ①～③を組み合わせる申請可能(例:①5,000千円+②2,000千円=事業費7,000千円)
 - **④、⑤は①～③と別事業とする。**



様式 1 別紙 1 の 1

医師確保計画推進事業 事業計画書

事業名: 大田市病院事業管理者 西尾 祐二

事業種目	事業主体	事業実施期間	確保する医師数 (注 1)	連携先 (注 2)	事業内容 (注 3)	交付申請予定総費 (注 4)
連携事業						
資金貸与事業 (注 5)						
逸失利益 (注 6)						
研修環境整備事業	大田市立病院	R6.4.1~R7.3.31	0.5人		現在、専攻医等が学会発表する際に使用するポスターは、実際には大判プリンターがないため、専攻医等の母校で機器を借りて印刷を行っている状況である。 院内の学会発表用の準備環境を整備することにより、病院の歴史アプリを回り、県内の医師多教区域又は県外からの医師の赴任を促すために、機器を購入するものである。	備品購入費 550,000円 (税 50,000円) ※詳細は別添見積書のとおり
子育て支援事業						

注 1) 本事業により確保する医師数を記載すること。非常勤医師を確保する場合は、常勤換算すること。
注 2) 連携事業を計上する場合は、必ず連携先を記載し、かつ、事業内容欄には連携内容及び連携により期待される効果を具体的に記載すること。
注 3) 事業に用いるため、本事業が医師確保計画の推進に資する取組みであることを分かりやすく記載し、必要に応じて資料を添付すること。
注 4) 交付申請予定総費は可能な限り詳細に記載すること。なお、寄付金その他の収入の取入を充当する場合は、充当経費と充当額を記載すること。
注 5) 資金貸与事業を計上する場合は、本書と併せて、様式 1 別紙 1 の 2 を提出すること。
注 6) 逸失利益を計上する場合は、本書と併せて、逸失利益の計算内容の詳細を記載した資料 (任意様式) を提出すること。

令和6年度大田市病院事業会計 歳入歳出予算書抄本

収益的収入及び支出

(収入)

(単位:千円)

病院事業収益	5,551,615
医業収益	4,965,332
入院収益	3,115,640
外来収益	1,382,457
その他医業収益計	467,235
医業外収益	550,361
他会計補助金	171,393
国県補助金	9,548
負担金交付金(他会計)	262,859
長期前受金戻入	48,801
その他医業外収益	57,760
訪問看護収益	34,122
外来収益	33,922
その他医業収益	200
特別利益	1,800
その他特別利益	1,800

(支出)

病院事業費用	6,199,317
医業費用	6,037,623
給与費	3,279,937
材料費	1,011,260
経費	1,025,800
減価償却費	706,684
資産減耗費	4,261
研究研修費	9,681
医業外費用	110,192
支払利息及び企業債取扱諸費	44,130
長期前払消費税償却	58,041
雑損失	500
消費税及び地方消費税	7,521
訪問看護費用	47,193
給与費	44,918
材料費	96
経費	1,804
研究研修費	375
特別損失	4,309
その他特別損失	4,309

※医師確保計画推進に関する支援事業補助金については、3月補正にて国県補助金に計上予定。

上記のとおり相違ありません。

令和6年6月21日
大田市病院事業管理者 西尾 祐二



第15回 日本プライマリ・ケア 連合学会学術大会

誰一人取り残さない持続可能な
プライマリ・ヘルス・ケアに向けて

2024.
6/7_[金] ~ 9_[日]
in 浜松

The 15th Annual Conference of Japan Primary Care Association

会場

アクトシティ浜松

大会長

井上 真智子

(浜松医科大学地域家庭医療学講座 特任教授)

演題募集・参加登録期間

演題募集 2023年11月14日(火) ~ 12月22日(金)

2024年1月9日(火)正午まで延長しました

一次参加登録 2024年2月8日(木) ~ 4月25日(木)

二次参加登録 2024年5月13日(月) ~ 9月30日(月)

一般演題 (ポスター) 8 公衆衛生/医療倫理 6月9日(日) 14:30~16:00 ポスター会場

座長：幸喜 翔 (沖縄県立中部病院)
北原 孝夫 (香川医療生活協同組合 高松協同病院)

- P-306 COVIDmRNA 接種後に IgG4 高値を認めた症例
須田 道雄 (医療法人 弘生堂 須田医院)
- P-307 演題取り下げ
- P-308 公的医療保険における保険者側のモラルハザード
工藤 政信 (医) 敬和会 佐伯保養院)
- P-309 COVID-19 流行時の社会福祉施設支援と専攻医教育
幸喜 翔 (沖縄県立中部病院)
- P-310 COVID-19 集団感染発生下での治療方針決定に関する倫理的課題~入院中に罹患した 1 症例を通して~
北原 孝夫 (香川医療生活協同組合 高松協同病院)
- P-311 家庭医療専門医が市議会議員になって (第 2 報)
寺澤 佳洋 (医療法人 弘池会 口之津病院)
- P-312 日本における「エホパの証人」患者に対する医療行為についての文献調査
甲斐 晴奈 (人と医療の研究室/角川ドワンゴ学園研究部)
- P-313 当院での帯状疱疹ワクチンの経験
伊藤 浩一 (中野共立病院附属中野共立診療所/中野共立病院)
- P-314 周辺症状のコントロール不能な認知症患者の透析見合わせに対する、在宅チームと家族の検討プロセス
佐藤 順子 (みらい在宅クリニック)
- P-315 山間部へき地診療所におけるマイナンバーカードの保険証利用の現状と今後の課題の分析
中村 友洋 (宇陀市国民健康保険直営診療所/奈良県立医科大学附属病院 総合診療科)

一般演題 (ポスター) 8 多職種連携/チーム医療/リハビリテーション

6月9日(日) 14:30~16:00 ポスター会場

座長：小野 理恵 (東北大学病院漢方内科/東北大学病院麻酔科/東北大学病院総合地域医療教育支援部)
吉田 祐一 (地方独立行政法人さんむ医療センター)

- P-316 COVID-19 罹患後ブレイン・フォグの質問票作成による実態把握と他科との連携
小野 理恵 (東北大学病院漢方内科/東北大学病院麻酔科/東北大学病院総合地域医療教育支援部)
- P-317 重症壊死性筋膜炎に対し、病病連携、専門科との連携に加え全身管理を行い、病院総合診療の限界に挑んだ一例
秋光 花 (広島市立北部医療センター安佐市民病院 総合診療科)
- P-318 不明熱診療において他科とのコンフリクトにより治療方針決定に難渋した一例
島田 直英 (大田市立病院/島根大学医学部総合医療学講座)
- P-319 自立した生活を目指し大動脈解離に対して積極的リハビリを行った一例
石田 直也 (大田市立病院総合診療科)
- P-320 回復期リハビリテーションにおける説明動画作成と RRI の推進の準備
吉田 祐一 (地方独立行政法人さんむ医療センター)
- P-321 NPPV 療法を施行した慢性心不全患者のリハ介入と治療経過・転帰の関連について
中島 啓太 (おかたに病院)
- P-322 総合診療医との連携：老年期整形外科症例への当院の新しい取り組みがもたらす双方のメリット
野瀬 範久 (医療法人社団十善会 野瀬病院)
- P-323 総合診療医が整形外科病院で働くことの魅力と新しい役割
遠藤 啓孝 (医療法人社団十善会 野瀬病院)
- P-324 大腿骨近位部骨折早期手術患者に麻酔科医がコマネジメントを行った経験について報告
前田 豊敬 (医療法人社団十善会 野瀬病院)
- P-325 コミュニティ・ホスピタルにおける就労支援チームの報告
赤岩 喬 (顯田病院)

御見積書

見積No. 1075212

令和5年09月28日

大田市立病院

御中



大田市大田町太田イ71番地2
株式会社ミック 太田支店
支店長 讃岐 隼人
TEL 0854-82-5969
FAX 0854-82-5895
担当 森脇 成隆



ご照会の件につき、下記の通り御見積申し上げます。

件名 A0大判プリンター

御見積金額 806,960円 (税込)

納期 発注後入荷次第

納品場所 貴社

お支払条件 別途御相談

見積有効期限

項	品名	数量	定価	単価	金額
1	エプソン A0プラス大判インクジェットプリンター	1	648,000	500,000	500,000
2	エプソン SC-T5750D用 サービスパック/出張保守/購入同時5年	1	233,600	233,600	233,600
金額合計					733,600
消費税					73,360
御見積金額(税込)					806,960

【備考】 【プリンター詳細】
SureColor/レッドインク搭載/6色/ダブルロールモデル/PSユニット標準

医師確保計画推進事業 事業計画書

事業者名：邑智郡公立病院組合

事業種目	事業主体	事業実施期間	確保する医師数 (注1)	連携先 (注2)	事業内容 (注3)	交付申請予定経費 (注4)
連携事業						
資金貸与事業 (注5)	公立邑智病院	R6.4.1~R7.3.31	1名		当院の役割は地域医療構想において急性期・救急医療を担うこととしてまいります。必要な常勤医を確保するため、研修資金貸与制度により、研修環境を整備することで、当院のようなへき地勤務の不利感を軽減し、この地域で働く魅力の一つとして医師確保に取り組んでいきたいと考えています。	資金貸与 2,000千円 ※詳細は様式1別紙1の2のとおり
逸失利益 (注6)						
研修環境整備事業						
子育て支援事業						

注1) 本事業により確保する医師数を記載すること。非常勤医師を確保する場合は、常勤換算すること。
 注2) 連携事業を計上する場合は、必ず連携先を記載し、かつ、事業内容欄には連携内容及び連携により期待される効果を具体的に記載すること。
 注3) 連携に用いるため、本事業が医師確保計画の推進に資することと十分かりやすく記載し、必要に応じて資料を添付すること。
 注4) 交付申請予定経費は可能な限り詳細に記載すること。なお、寄付金その他の収入を充当する場合は、必要に応じて資料を添付すること。
 注5) 資金貸与事業を計上する場合は、本書と併せて、様式1別紙1の2を提出すること。
 注6) 逸失利益を計上する場合は、本書と併せて、逸失利益の計算内容の詳細を記載した資料 (任意様式) を提出すること。

医師確保計画推進事業 事業計画書 (資金貸与事業関係)

医療機関名： 呂 聖 郡 公 立 病 院 組 合

下表に掲げる者は、交付要領の対象経費の付記の(1)に掲げる本事業の対象外となる者ではないことを確認しています。

対象者区分 (A)	氏名 (B)	生年月日 (C)	医籍登録年 (D)	対象病院雇用前の勤務機関名 (E)	対象病院雇用前の住所 (F)	対象病院雇用後の住所 (G)	雇用開始予定時期 (H)	従事予定診療科 (I)	従事予定職名 (J)	資金貸与等の額 (K) 【単位：円】	資金貸与等の方法 (L)	返還免除条件 (M)	返還免除予定時期 (N)
(1) 新規に常勤雇用する者	外科医							外科医		2,000,000	一括	赴任後1年以上勤務すること	未定
(2) 新規に非常勤雇用する者で勤務日数等を勘案して知事が選定と認める者													
合 計	名									2,000,000			

【留意事項】

- ※ (A欄) 対象者区分のうち、(2)については、勤務日数、雇用形態や赴任状況などを記載した理由書を添付すること。
- ※ (L欄) 一括、分割(交付回数、交付額等)等の状況を記載すること。
- ※ (M欄) 対象病院の規定に基づき詳細に記載すること。なお当該事業の準備段階では対象病院で赴任後1年以上勤務することを返還免除条件とすることとなり、これを下回る条件を設定した場合、補助対象外となる。
- ※ 対象病院の関係規定の写しを添付すること。(未制定の場合は検討中の案で可)

令和6年度公立邑智病院事業会計歳入歳出予算(見込)書抄本

収益的収入支出

1.収入

(単位:千円)

款	項	目	節	金額	備考
1.病院事業収益	2.医業外収益	3.補助金	補助金	40,331	うち、医師確保計画推進に関する支援事業費補助金 1,000,000円
			自己資金		1,000,000円

2.歳出

(単位:千円)

款	項	目	節	金額	備考
1.病院事業費用	1.医業費用	6.研究研修費	研究雑費	8,361	うち、医師確保計画推進に関する支援事業費補助金 2,000,000円

この抄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和6年5月28日

島根県邑智郡邑南町中野3848番地2

邑智郡公立病院組合

管理者 石橋 良治

○邑智郡公立病院組合医師確保研修資金貸与条例

令和2年6月30日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、邑智郡公立病院組合の公立邑智病院（以下「病院」という。）に勤務しようとする医師に対し、必要な研修等に要する資金（以下「研修資金」という。）を貸与することにより、病院における医師確保及び医師の資質の向上を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 この条例において「貸与対象者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 病院の医師（初期臨床研修医（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修の医師として勤務する医師をいう。）を除く。）として雇用された者
- (2) 病院における勤務時間が、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間以上の勤務を行う者

(研修資金の貸与)

第3条 管理者は、貸与対象者に対し、研修資金を無利息で貸与するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 既にこの条例に基づく研修資金の貸与を受けた者
- (2) 次のいずれかの条例及び規則に基づく資金の貸与を受けた者
 - ア へき地医療奨学金貸与規則（平成14年島根県規則第15号）
 - イ 医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）
 - ウ しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）
 - エ 緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）
 - オ 特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）
 - カ 研修医研修支援資金貸与規則（平成22年島根県規則第22号）
 - キ 特定診療科医師育成支援資金貸与規則（平成23年島根県規則第80号）

- ク 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例（平成23年邑南町条例第4号）
- (3) 自治医科大学の医学課程の修了者であって、当該大学の規定に基づく出身都道府県等における勤務義務期間内の者
 - (4) 医師紹介会社等からの紹介により赴任する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、この条例と同様な資金の貸与を受けた者として規則で定める者

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する資金貸与の返還又は勤務義務期間が終了した者は貸与することができる。また、既に病院において勤務している者が資金貸与の返還又は勤務義務期間が終了し、継続して勤務した場合も貸与することができるものとする。

（貸与金額）

第4条 貸与する研修資金の額は、次の表の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

区分	研修資金の額
産科又は小児科を標榜する医師	200万円
医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に基づく 県内の医師多数区域又は県外から新規に赴任する医師	200万円
島根大学医学部医師派遣検討委員会の調整によって赴任する医師	150万円
上記以外から赴任する医師又は前条第2項に規定する医師	100万円

（連帯保証人）

第5条 貸与対象者は、連帯保証人を1人立てなければならない。

（返還）

第6条 研修資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、研修資金の返還の債務（以下「債務」という。）の全部を免除された場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた研修資金を、管理者が指定する期日までに返還しなければならない。

- (1) 被貸与者が、病院において第2条第1項第2号に規定する対象者として勤務しなくなったとき
 - (2) 被貸与者が研修資金の貸与を辞退したとき
 - (3) その他研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと管理者が認めるとき
- (返還の猶予)

第7条 管理者は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない事由により、研修資金を返還することが困難であると認めるときは、当該事由の継続する期間に限り、その返還を猶予することができる。

(返還債務の免除)

第8条 管理者は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定めるところにより債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 次に掲げる期間を除き、被貸与者が病院で勤務する期間が、1年を経過したときは、債務の全部
 - ア 休職（育児休業、自己啓発等休業及び介護休暇を含む。以下同じ。）又は停職の期間がある場合は、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの期間
 - イ 病院以外の医療機関等で1月以上継続して研修又は派遣等の期間がある場合は、研修又は派遣等の期間の開始の日の属する月から研修又は派遣等の期間の終了する日の属する月までの期間
 - (2) 死亡又は業務に起因する心身の故障のため、第2条に規定する勤務の継続が困難となった場合は、債務の全部又は一部
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、やむを得ない事由により病院で第2条に規定する勤務の継続が困難となった場合は、債務の全部又は一部
- (延滞金)

第9条 被貸与者は、正当な理由がなく研修資金を返還すべき日までにこれを

返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で算定した延滞金を納付しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、邑智郡公立病院組合医師確保研修資金貸与条例(令和2年邑智郡公立病院組合条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 研修資金貸与の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、邑智郡公立病院組合医師確保研修資金貸与申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 現住所が確認できる書類
- (2) 連帯保証人について市区町村長の発行する所得証明書
- (3) 医師免許証の写し

(貸与の決定の通知)

第3条 管理者は、前条の申請に基づきその内容の審査を行い、適当であると認めるときは、邑智郡公立病院組合医師確保研修資金貸与決定(不承認)通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第4条 前条の規定により研修資金の貸与の決定を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、貸与を受けた研修資金について、借用証書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

(返還免除の申請)

第5条 条例第6条の規定により、返還債務の額の全部又は一部について返還の免除を受けようとする者は、邑智郡公立病院組合医師確保研修資金返還免除申請書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

(返還免除の決定の通知)

第6条 管理者は、返還免除の決定をした場合は、邑智郡公立病院組合医師確保研修資金返還免除決定(不承認)通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(返還明細書)

第7条 条例第7条の規定により、研修資金の返還義務が生じた者は、返還すべき債務について、邑智郡公立病院組合医師確保研修資金返還明細書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

(返還の方法)

第8条 研修資金の返還は、年賦、半年賦又は月賦による均等返還によるものとする。ただし、繰上返還をすることは妨げない。

(返還猶予の申請)

第9条 条例第8条の規定により、返還の猶予を受けようとする者は、邑智郡公立病院組合医師確保研修資金返還猶予申請書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。

(返還猶予の決定の通知)

第10条 管理者は、返還猶予の決定をした場合は、邑智郡公立病院組合医師確保研修資金返還猶予決定(不承認)通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(届出)

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 心身の故障のため病院勤務の継続が困難となるとき。
 - (3) 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
 - (4) 連帯保証人を変更したとき。
- 2 連帯保証人又は被貸与者の相続人は、被貸与者が死亡したとき又は医師の業務に従事することができなくなったときは、直ちにその旨を管理者に届出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該届出の事実を証する書面を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

邑智郡公立病院組合

管理者 様

申請者 氏名 印

邑智郡公立病院組合医師確保研修資金貸与申請書

邑智郡公立病院組合医師確保研修資金の貸与を受けたいので、邑智郡公立病院組合医師確保研修資金貸与条例に基づき申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同条例を遵守することを誓います。

申請者	(ふりがな) 氏名		生年月日	年 月 日生
	現住所及び連絡先	〒 TEL()		
	前勤務先及び所在地又は前住所	(前勤務先) (所在地又は前住所)		
貸与申請額		円		
連帯保証人	連帯保証人は、上記の申請者がこの研修資金貸与を受けた時は、その貸与額の全額について申請者本人と連帯してその債務を保証します。			
	(ふりがな) 氏名	印	生年月日	年 月 日生
	住所及び連絡先	〒 TEL()		

(添付書類)

- 1 現住所が確認できる書類
- 2 連帯保証人の市区町村長の発行する所得証明書
- 3 医師免許証の写し

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

様

邑智郡公立病院組

合

管理者

印

邑智郡公立病院組合医師確保研修資金貸与決定(不承認)通知書

年 月 日付で申請のあった研修資金の貸与については、下記のとおり決定(不承認)としたので通知します。

記

1 決定

(1) 決定番号 第_____号

(2) 貸与額 _____円

2 不承認

理由：

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

借 用 証 書



金 _____ 円

ただし、邑智郡公立病院組合医師確保研修資金貸与条例に基づき貸与を受けた研修資金

上記金額を借用しました。

については、邑智郡公立病院組合医師確保研修資金貸与条例に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この研修資金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

本 人 住 所
(被貸与者) 氏 名 印
決定番号 第 号

連帯保証人 住 所
氏 名 印

邑智郡公立病院組合
管理者 様

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

邑智郡公立病院組合
管理者 様

本人住所
氏名 印
決定番号 第 号

邑智郡公立病院組合医師確保研修資金返還免除申請書

邑智郡公立病院組合医師確保研修資金貸与条例により貸与を受けた研修資金の全部(一部)について、下記のとおり研修資金の返還の免除を受けたいので申請します。

記

返還債務の額	金 円
返還未済の返還債務の額	
免除を受けようとする理由	
免除を受けようとする期間	

様式第5号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

様

邑智郡公立病院組

管理者

印

邑智郡公立病院組合医師確保研修資金返還免除決定(不承認)通知書

年 月 日付で貸与した研修資金については、下記のとおり返還免除を決定(不承認)としたので通知します。

記

- 1 決定番号 第 _____ 号
- 2 貸与額 _____ 円
- 3 免除する返還債務の額 _____ 円
- 4 免除事由：
- 5 不承認理由：

様式第6号(第7条関係)

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

邑智郡公立病院組合
管理者 様

本人住所
氏名 印
決定番号 第 号

連帯保証人住所
氏名 印

邑智郡公立病院組合医師確保研修資金返還明細書

邑智郡公立病院組合医師確保研修資金貸与条例により貸与を受けた研修資金を、
下記のとおり返還します。

記

貸与を受けた日	年 月 日
貸与を受けた額	円
返還すべき額	円
返還方法	
1回の返還額	円
返還期日	年 月 日
返還しようとするに至った理由	

様式第7号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

邑智郡公立病院組合
管理者 様

本人住所
氏名 印
決定番号 第 号

邑智郡公立病院組合医師確保研修資金返還猶予申請書

邑智郡公立病院組合医師確保研修資金貸与条例に基づき、下記のとおり研修資金の返還の猶予を受けたいので申請します。

記

返還債務の額	金 円
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

様式第8号(第10条関係)

様式第 8 号(第 10 条関係)

年 月 日

様

邑智郡公立病院組合

管理者

印

邑智郡公立病院組合医師確保研修資金返還猶予決定(不承認)通知書

年 月 日付で貸与した研修資金については、下記のとおり返還猶予を決定(不承認)としたので通知します。

記

- 1 決定番号 第 _____ 号
- 2 貸与額 _____ 円
- 3 免除する返還債務の額 _____ 円
- 4 免除事由：
- 5 不承認理由：

（４）大田圏域

１）医師全体

① 現状と課題

- ・令和 2（2020）年医師・歯科医師・薬剤師統計に基づく医師偏在の度合いを示す指標として、医師偏在指標が算出されました。大田圏域の医師偏在指標は 172.1 で、全国の二次医療圏の下位 33.3%にあたる値 179.3 を下回ったため、医師少数区域に該当しています。
- ・診療所医師の高齢化が進行しており、後継者不在の診療所も多く、また住民の高齢化が進みへき地を抱える大田圏域においては、地域包括ケアを推進するためにも、地域医療、在宅医療提供体制維持に向け医師確保は大きな課題です。
- ・令和 3（2021）年勤務医師実態調査によると、勤務医師の充足率は 82.4%と県の 84.2%を下回っており、診療科別では眼科、耳鼻科等の医師が不足しています。
- ・大田市立病院では、平成 23（2011）年、大田市からの寄附により島根大学医学部内に「総合医療学講座」が開設され、併せて、大田市立病院内に大田総合医育成センターが設置され、医師確保に取り組んでいます。
- ・平成 27（2015）年に大田市立病院は基幹型臨床研修病院の指定を受け、また、平成 30（2018）年から始まった新専門医制度では連携施設となっています。大田市立病院の初期臨床研修医師数は増加傾向にあります。
- ・平成 30（2018）年に大田圏域 4 病院による医療機能連携協定が締結され、医療連携の強化や医療従事者の人材交流等が図られています。
- ・大田圏域の病院は特定行為研修への派遣、養成を行っており、特定行為研修修了看護師による活動が始まっています（公立邑智病院 2 人）。また、診療看護師による活動も始まっています（公立邑智病院 2 人）。特定行為研修修了看護師や診療看護師へのタスクシフトによる医師の負担軽減につながることを期待されています。
- ・子育て中の医師が働きやすい就業環境を整備する必要があり、大田市立病院では院内保育所が開設されています。また、公立邑智病院では院内託児の制度等が整っています。
- ・各医療機関において地域枠推薦制度、奨学金制度等を活用し、医師確保に積極的に取り組んでいます。

② 施策の方向

- ・島根大学や大田総合医育成センター等と連携し、引き続き、地域で求められる総合診療医等の医師の養成・確保を図ります。
- ・しまね地域医療支援センター等と連携し、医師のキャリア形成支援、研修体制の充実支援等に取り組めます。
- ・地元中高生を対象とする医療セミナーを開催し、島根大学医学部地域枠推薦入試等への受験者の確保を図ります。
- ・全国の医学生を対象に、地域医療を支える中核病院等の特徴を学びながら、当直体験、診療所実習、義肢装具製作見学等を行うことができる地域医療実習の受け入れを行います。
- ・地域枠の医学生・医師と市町担当者との関係づくりを目的とした意見交換会を継続して開催します。
- ・在宅医療を含む一次医療の確保に向けて、病院と診療所の連携強化や役割分担の明確化を図る等、具体的な取組について関係者間で議論を進めます。

2) 産科

① 現状と課題

- ・大田圏域内の分娩件数は、平成 29(2017)年 307 件、平成 30(2018)年 269 件、令和元(2019)年 239 件、令和 2(2020)年 261 件、令和 3(2021)年 227 件と減少傾向がみられます。
- ・令和 4(2022)年医師・歯科医師・薬剤師統計によれば、大田圏域の分娩取扱医師数は 4 人(大田市立病院 3 人、公立邑智病院 1 人)です。
- ・令和 2(2020)年医師・歯科医師・薬剤師統計をもとに算出した、分娩取扱医師における医師偏在指標は 13.3 で、全国の周産期医療圏の下位 33.3%にあたる値 7.6 を上回っています。
- ・リスクの高い妊娠に対しては、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターである 4 病院(島根大学医学部附属病院、県立中央病院、松江赤十字病院、益田赤十字病院)からなる周産期医療ネットワークと連携した周産期医療の提供体制を構築しています。
- ・大田圏域では、助産師と行政が連携して切れ目のない産後ケア事業や産後 2 週間健診にも取り組んでいます。
- ・大田市立病院では助産師外来が設置されており、助産師へのタスクシフトによる産婦人科医師の負担軽減につながることが期待されています。

② 施策の方向

- ・大田圏域でも少子化により分娩件数は減少していますが、大田市、邑智郡にそれぞれ 1 か所ずつ分娩取扱医療機関を維持することを目指します。
- ・産婦人科医と助産師との協働、役割分担により、分娩取扱医師の負担軽減についても検討していきます。

3) 小児科

① 現状と課題

- ・令和 4(2022)年医師・歯科医師・薬剤師統計によれば、大田圏域の小児科医師数は 5 人(大田市立病院 3 人、公立邑智病院 1 人、大田市内診療所 1 人)です。
- ・令和 2(2020)年医師・歯科医師・薬剤師統計をもとに算出した、小児科における医師偏在指標は 76.9 で、全国の小児医療圏の下位 33.3%にあたる値 92.2 を下回っています。
- ・初期救急医療については、在宅当番医制度及び二次救急医療機関の救急外来等、地域の事情に応じた体制がとられ、この体制の中で小児救急も実施されています。
- ・大田市立病院及び公立邑智病院には小児救急医療提供機能があり、それぞれ二次救急医療機関としての役割を果たしています。
- ・小児診療の提供体制の維持とともに、健康診断、予防接種についても提供体制の維持が必要です。
- ・子どもの健康づくりの支援を目的に「邑南町子ども健康サポートネットワーク推進委員会」が設置されています。島根大学医学部、公立邑智病院、島根県、教育機関等で組織され、関係者間の情報共有と専門職への研修会を開催し、小児医療と連携したネットワークの構築に取り組んでいます。

② 施策の方向

- ・大田圏域（大田市・邑智郡）でも小児人口は減少していますが、子育て支援のためにも、大田市、邑智郡にそれぞれ1か所ずつ小児科のある病院を維持することを目指します。
- ・小児科を標榜していない診療所でも必要な小児医療が提供できるよう、郡市医師会と連携して研修等の場を確保するとともに、病院と診療所の連携体制の維持・強化を図ります。
- ・子どもの病気等の電話相談窓口について住民への周知を継続し、保護者等の不安軽減を図るとともに、医療機関への患者の集中緩和に取り組みます。

（5）浜田圏域

1）医師全体

① 現状と課題

- ・浜田圏域では、浜田医療センターにおいて、救急医療及び急性期医療を担うとともに、圏域の医師不足地域の医療もカバーするため、内科系・外科系の各専門診療科を開設し、診療体制を整えています。
- ・浜田医療センターの常勤医師数については、平成28(2016)年4月には45名まで減少しましたが、臨床研修体制の充実・強化、大学からの医師派遣増により、令和5(2023)年4月には63名まで増加しました。
大学からの医師派遣が増加した背景には、浜田圏域出身の医学部卒業生が、浜田医療センターに配属になったことが大きいといえます。今後とも、浜田医療センターの機能を維持するため、浜田圏域出身の卒業生を中心に、浜田医療センターへの派遣・赴任が継続されることが重要です。
- ・江津地域の基幹病院である済生会江津総合病院は、臨床研修指定病院の要件を満たしていないこと等もあり、常勤医師数の減少が続いています。令和4年4月に整形外科医の常勤医が不在となったことに続き、令和5年3月末には外科医2名と脳神経外科医1名が退職し、後任の医師の確保が困難な状況です。常勤医師も高齢化していることから、特に救急医療体制の継続が非常に厳しい状況となっています。
- ・西部高根医療福祉センターでは、障がい児・者の外来・入院診療に加え、県西部の市町村が実施する乳幼児健康診断及び発達障がい児等の相談事業に小児科医を派遣しています。入院患者が高齢化している一方、内科系医師が不在のため、入院患者の内科系疾患も小児科医師・整形外科医師が対応している状況にあります。今後とも内科系医師の確保ができない場合、乳幼児健康診断や相談事業への対応を縮小せざるを得ない状況にあります。
- ・医師確保が厳しい状況を打開するため、開業医の子弟が済生会江津総合病院に勤務しながら、診療所を継承することを可能とする仕組みの構築等を目的として、令和元(2019)年6月、済生会江津総合病院及び江津市医師会等の参画により、「地域医療連携推進法人江津メディカルネットワーク」が設立されました。
- ・耳鼻科医については、浜田市内すべての眼科医・耳鼻科医が複数校に対応している状況です。また、鼻出血や腫瘍等の緊急時対応もできていません。さらに、江津市では市内唯一の耳鼻科医が閉院となっています。